

# ペットフード安全法の概要

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)

環境省と共管

## 目的

・愛がん動物用飼料(ペットフード)の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、もって愛がん動物(ペット)の健康を保護し、動物の愛護に寄与すること。

## 基準又は規格の設定及び製造等の禁止

・農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の製造の方法等についての基準又は成分についての規格を定めることができることとし、当該基準又は規格に合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

## 有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

・農林水産大臣及び環境大臣は、有害な物質を含む愛がん動物用飼料等の製造、輸入又は販売を禁止することができる。

## 愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

・農林水産大臣及び環境大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、廃棄、回収等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 製造業者等の届出

・製造業者又は輸入業者は、農林水産大臣及び環境大臣に、氏名、事業場の名称等を届け出なければならない。

## 帳簿の備付け

・製造業者、輸入業者又は販売業者(小売の場合は除く。)は、販売等をした愛がん動物用飼料の名称、数量等を帳簿に記載しなければならない。

## 報告徴収、立入検査等

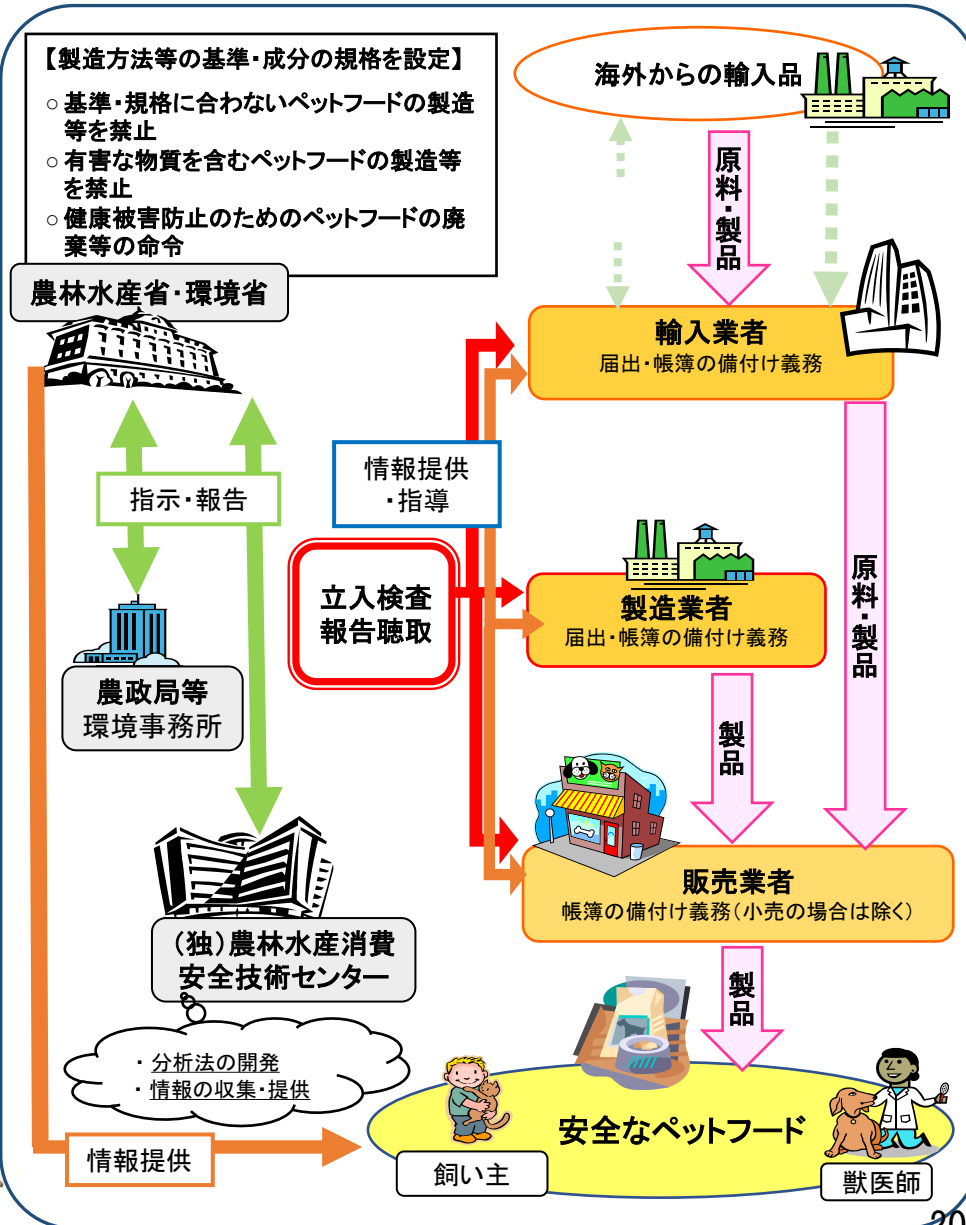
・農林水産大臣及び環境大臣による製造業者等からの報告徴収、製造業者等への立入検査等について定める。

## 対象動物

・**ペットの栄養に供するものが対象**  
総合栄養食のほか、おやつ、スナック、サプリメント、ガムも含む。

おもちゃ、食器、猫草、金魚のエサ等は対象外

## ペットフードの安全確保するための体制の概要



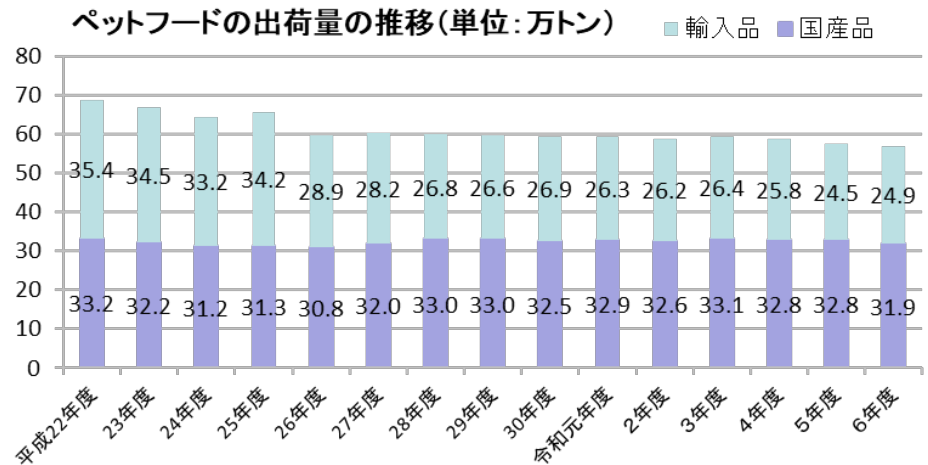
# ペットフードをめぐる基礎データ

- ・ペットフードの届出事業者数は、製造業者10,169者、輸入業者1,039者(令和7年3月末時点)。
- ・製品のリコール(回収)は、年度によりバラツキはあるものの、国内・海外ともに年間数件は発生。
- ・ペットフード(犬用、猫用及びその他用)の出荷量は、年間で約56.8万吨(令和5年度:2024年度)。うち、国産品が約56%、輸入品が約44% また、犬用が約41%、猫用が約56%、その他用が約4%。

## ペットフードの届出事業者数(令和7年3月末時点)

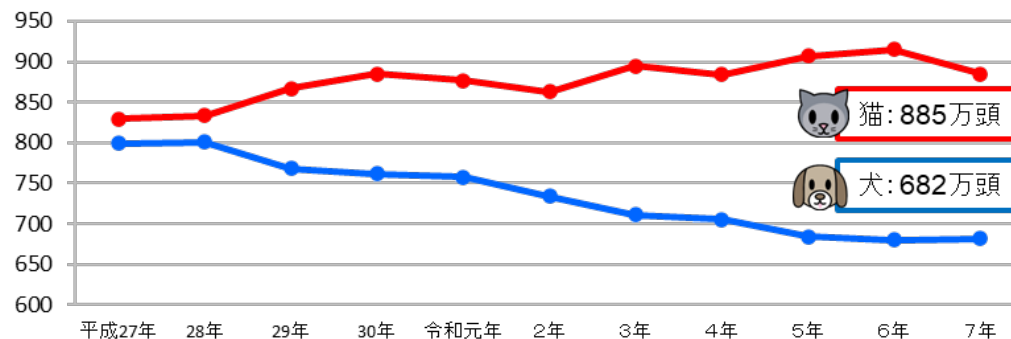
製造業者数	輸入業者数	合計
10,169	1,039	11,208

## ペットフードの出荷量の推移(単位:万吨)



出典: ペットフード産業実態調査(一般社団法人ペットフード協会)

## 【参考】犬と猫の飼育頭数(万頭)



出典: 全国犬猫飼育実態調査(一般社団法人ペットフード協会) 21

## 犬猫用ペットフードの近年の事故発生状況(令和7年3月末時点)

### 1. 国内リコール等

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	5	8	5	4	4
うち健康被害あり	0	3	1	0	0
うち健康被害なし	5	5	4	4	4

### 2. 海外リコール(注意喚起事務連絡発出件数)

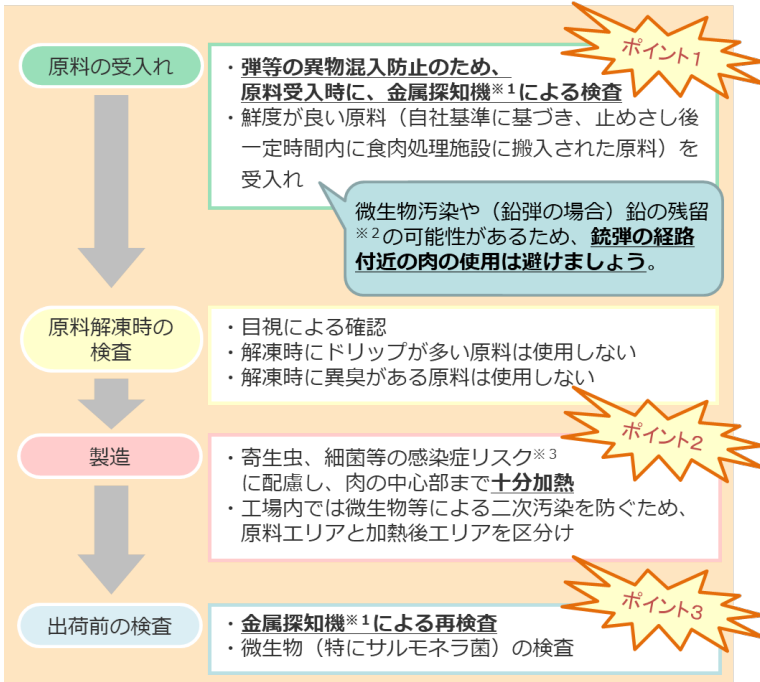
年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生件数	4	7	4	7	7
うち国内流通あり	0	0	0	1	0
うち国内流通なし	4	7	4	6	7
(国内での健康被害確認件数)	0	0	0	0	0

# ペットフードの安全をめぐる最近のトピック

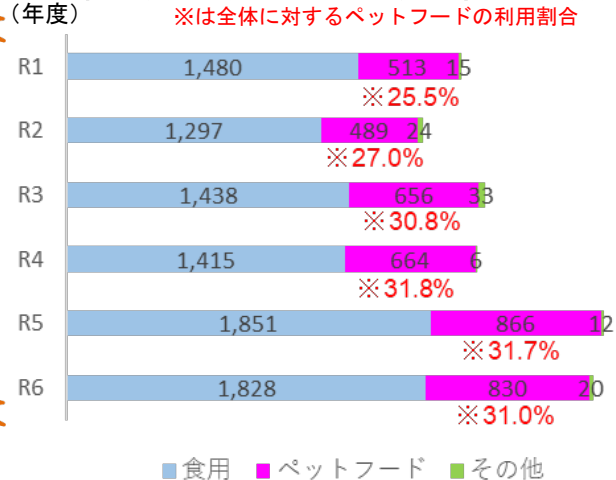
**野生獣肉利用ペットフード(ジビエペットフード):**野生鳥獣による農林水産業の被害が深刻化し、捕獲・捕獲した野生鳥獣の利用拡大を政府全体で推進。ペットフード原料として利用する例も増加傾向にある一方、野生鳥獣は寄生虫や細菌等に感染している可能性が高く、また、狩猟に用いる鉛玉によるリスクも指摘されているため、当該リスクについて事業者への周知を実施。

**販売方法の多様化:**ECサイトでのペットフードの販売では、販売者が購入者を確実に把握することができ一方、フリーマーケットサイトやSNSでの販売は違法ではないものの、販売者の氏名や素性がわからないことが多いので、事故対応に遅れが生じる危険性も。

## 野生獣肉を利用したペットフードの製造管理の例



## 野生獣肉利用量及び内訳の推移 (t)



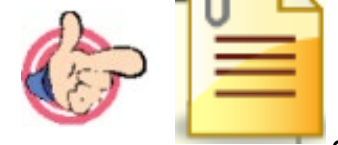
出典:野生鳥獣資源利用実態調査

フリーマーケットサイトやSNSで販売する場合でも…繰り返し販売する場合は、

①ペットフード安全法に基づく表示(※次々ページの参考資料参照)が必要



②自ら製造・輸入して販売する場合は、製造業者・輸入業者としての届出が必要。



※1 金属探知機は、検査機器メーカーが定める検査方法を確認し、使用しましょう。  
 ※2 ペットフード安全法では、ペットフード中の鉛の上限値(3µg/g)が設定されています。  
 ※3 野生鳥獣は、一般的に、寄生虫、細菌等に感染している可能性が高いことが知られています。野生獣肉の利用に当たっては、十分に加熱するなど、これらの食中毒リスクに注意し、犬・猫に安全なペットフードを作りましょう。

◆ ペットフード安全法では、ペットフードの製造方法の基準として「有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない」と定めています。  
 ◆ 原子力災害対策特別措置法に基づき食品に関する出荷制限がなされている野生のシカやイノシシの肉は、「有害な物質を含む疑いがある原材料」に相当すると考えられますので、ペットフードの原料としての使用は控えてください。

# (参考) 飼料安全法とペットフード安全法の比較

## 飼料安全法

牛、馬(食用)、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、蜜蜂及び養殖水産動物(食用) 全32種類

対象動物

## ペットフード安全法

犬、猫



昭和28年4月11日

施行日

平成21年6月1日

農林水産省

所管省庁

農林水産省、環境省

農林水産省、FAMIC、都道府県

関係する  
行政機関

農林水産省、FAMIC、環境省

飼料と飼料添加物の製造・  
輸入・販売業者

業の届出者

ペットフードの製造・  
輸入業者

都道府県

業の届出先

農林水産省地方農政局等

あり

帳簿への記録の義務

あり

あり

立入検査

あり

